

京都大学	博士 (法 学)	氏名	山代 忠邦
論文題目	契約の性質決定と内容調整－フランス法における典型契約とコースズの関係を手がかりとして－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、契約の内的構造に依拠した契約の内容規整の可能性およびその方法について、フランス法のコースズ理論を手がかりに考察するものである。</p> <p>序章では、契約の解釈に関するわが国の議論を整理して、当事者の意思の内容を確定する作業のほか、任意法規など客観的規範の適用による契約内容の補充や当事者の明示の意思に反する契約内容の修正など、契約の解釈に異質な作業を包含する結果として、契約の解釈の射程が不明確になっていることを指摘している。そのうえで、契約の性質決定という作業が、具体的な契約に適用されるべき法を決定する作業として、契約の解釈と区別されているフランス法の検討が、契約の解釈と契約への法の適用を明確に区別するための手がかりを得るために有用でありうる、という見通しを立てている。</p> <p>第1章では、フランスにおけるコースズ理論の歴史的展開を追うことを通して、契約の性質決定においてコースズ概念が果たす役割を明らかにしようとしてされている。コースズ理論の内容は、古典的コースズ理論と現代的コースズ理論とで異なるものの、いずれにおいても、コースズは契約類型に対応した同一の抽象的かつ客観的性格を有するものと理解されており、このコースズが契約の類型を明らかにする機能を有するとする。</p> <p>第2章ないし第4章では、コースズと性質決定との関係を論ずる主要な学説として、ボワイエ、テレ、ロシュフェルドの見解がそれぞれ詳細に検討されている。</p> <p>第2章では、ボワイエの見解を紹介・検討し、ボワイエが、各典型契約に固有の客観的コースズが存在し、それによって契約の類型が決定されると主張したこと、それがコースズの類別機能として古典的学説を形成したことを指摘している。</p> <p>第3章では、テレの見解を紹介・検討し、テレが、定型的客観的コースズを観念することができない非典型契約の性質決定に際しては当事者の追及した目的が重要となること、また、当事者が典型と異なる契約を締結するには、その目的が当事者利益および社会的利益を損なわないことが必要であると主張していることを指摘している。</p> <p>第4章では、これらの学説を承けて、当事者の締結した契約が典型契約、非典型契約または恵与のいずれにあたるかに応じて契約の性質決定および内容調整のあり方が異なるとするロシュフェルドの見解を詳細に取り上げ、検討を加えている。その結果として、次の4点の指摘がされている。すなわち、①典型契約としての性質決定は、各典型契約類型の構造をアプリアリに定める本質的</p>			

要素たる客観的要素、すなわち客観的コーズの存否に従ってされる。②非典型契約であるとの性質決定がされる際には、客観的コーズが存在しないため主観的要素が重視されるが、当該契約が典型契約とは異なる合理的構造を備えていることの確認がされる。③このようにして契約が典型契約または非典型契約のいずれかに性質決定された後、そのように性質決定された契約類型として備えるべき構造を根拠として契約の内容調整がされる。④無償契約とは、反対給付がない（＝「無償の」）契約ではなく、贈与者の利益または反対給付を表象するものであるところの恵与のコーズの存在によって類別される契約である。

第5章では、フランス法にかかる検討をまとめるものとして、フランス法における契約の性質決定の思考枠組みが検討されている。それによれば、契約の性質決定は、①法定類型としての典型契約および現実類型である非典型契約、②類型の確立していない非典型契約、③無償契約のそれぞれにおいて異なる。①においては、当該類型の本質的要素の存在が決定的であるのに対し、②では、①の本質的要素の不存在を前提として、当該当事者が契約を締結した理由に基づき当事者によって本質的要素とされたものが何かにより性質決定がされる。③では、無償性を基礎づける当事者の人的関係の存否が、（無償の）契約であるかどうかの判断を左右する。

結章では、わが国の学説においても典型契約の類型としての機能を積極的に評価する見解が主張されていること、裁判例においても類型に基づく内容調整をおこなっていると解釈しうるものが存在することなどから、わが国とフランスには典型契約に関する考え方の共通性が認められうるとして、前章までのフランス法に関する考察がわが国における契約の性質決定および契約内容の調整のあり方に有益な示唆をもたらしうるとされている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、フランスにおける契約の性質決定に際してコースが果たす役割に着目し、日本法における契約の内容調整の新たな可能性に向けた基礎作業として、フランス法の検討を行っている。

本論文は、代表的な学説の分析を通じて、フランス法における契約の性質決定の意義を明らかにしている。それによれば、性質決定は、コースを介して契約を類型として理解することにより、契約に契約類型に従った法的効果を付与すると同時に、契約内容を当該契約類型に適合的に調整することを可能にする。このとき、契約類型によって当事者の現実的意思を制限する正当化根拠が問題となるが、本論文は、その理由を、契約類型が当事者の利益のみならず社会の利益を保護する役割を担っていることに求めるのが学説の大勢であるとする。

以上の分析をもとに、本論文は、コース概念をもたないわが国においても、契約の構造に着目して契約を典型的に理解することにより、契約類型に依拠した契約の内容調整をすることが可能であるとして、典型契約、非典型契約および無償契約のそれぞれにつき、契約を典型的に理解するための指針を提示する。

本論文におけるフランス法の分析は通時的にも共時的にも緻密であり、性質決定におけるコースの役割に関する現代の学説の到達点が明らかにされている。とりわけ、契約の性質決定と内容調整がコースを用いてどのように行われ、それが、契約自由との関係でどのように正当化されるのかを、非典型契約も含めて総合的かつ具体的に検討した点で、従来のコース研究にはない重要な意義を有する。また、コースに着想を得た契約の構造的理解を非典型契約にも及ぼす本論文の主張は、契約類型が有する意義と役割に関する議論に新たな視座を提供しうる点で、今後の民法学の発展に寄与するものと評価できる。

もっとも、フランス法において契約類型によって保護されるべき社会的利益の内容は十分に明らかではなく、また、非典型契約の類型化の手法も確立しているとはいえない。しかし、前者は、文献による制約もあり、後者とともに、むしろ、今後の研究の進展に期待すべきであろう。

わが国の契約法をコース理論から説明することがどこまで可能ないし適当かについては必ずしも明らかではなく、本論文もこの疑問を解消するものとはいえない。しかしながら、本論文は、わが国のコース研究に厚みを増すことにより、この疑問の解消へ向けてさらに一步を進めるものと評することができる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、平成26年2月3日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。